

短期給付に係る標準処理期間

標準処理期間とは、一般的な事例での処理や給付までに要する期間です。

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
任意継続組合員資格の喪失	30日
資格喪失証明の発行	30日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30日
被扶養者の取消	30日
被扶養者証の記載事項の訂正	30日
被扶養者証の亡失等による再交付	30日

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	60日	原則支給決定月の25日 (休日等の場合は直後の平日)
移送費・家族移送費の支給	60日	
家族療養費の支給	60日	
高額療養費の支給	60日	
高額介護合算療養費の支給	60日	
出産費・家族出産費の支給	60日	
埋葬料・家族埋葬料の支給	60日	
傷病手当金の支給	60日	
出産手当金の支給	60日	
休業手当金の支給	60日	
育児休業手当金の支給	60日	
介護休業手当金の支給	60日	
弔慰金・家族弔慰金の支給	60日	
災害見舞金の支給	60日	
結婚手当金の支給	60日	
入院附加金の支給	60日	
前納された任意継続掛金の還付	30日	

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	30日
特定疾病療養受療証の交付	30日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	30日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とします。

標準処理期間には、次の期間は含まないものとします。

- ・ レセプト（診療報酬明細書）を当支部が受理するまでの期間
- ・ 書類不備等により是正を求める補正の期間
- ・ 審査のため必要書類を求めた場合、その求めに応ずるまでの期間